

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和元年 10 月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が 30 分未満であった運転事故）

・軌道敷内での車両等との接触事故（5 件）

概要：

相手車両の運転手が、交差点直前で電車を追い越し、後方確認不足のまま電車の直前で右折しようとして軌道敷内に進入したため接触したもの（1 件）

場所：荒田八幡交差点内（1 系統下り）

相手車両の運転手が、後方から電車が接近していることに気づかず、電車の直前で右折しようとして軌道敷内に進入したため接触したもの（3 件）

場所：旧谷山街道交差点内（2 系統下り）

都通り交差点内（2 系統下り）

いづろ中央交差点内（1 系統上り）

相手車両の運転手が、直進レーン（中央より 2 車線目）より後方確認をせず、電車の直前で右折しようとして軌道敷内に進入したため接触したもの（1 件）

場所：新屋敷交差点内（1 系統下り）

◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第 3 条（報告書の提出）に該当するもの）

・該当なし

◆バスの発進・停止時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。